

舞鶴市告示第 227 号

舞鶴市広報紙への広告掲載に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市広報紙への広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、舞鶴市の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、舞鶴市広報紙への民間事業者等の広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第 2 条 広告掲載をできる者(以下「広告主」という。)は、舞鶴市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有する法人、事業を営む個人その他の者で、市長が認めるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、舞鶴市広報紙には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害に当たるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告
- (7) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明に関するもの
- (8) 公衆を不快にし、又は公衆に危害を加えるおそれのあるもの
- (9) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の内容)

第 4 条 舞鶴市広報紙に掲載する広告(以下「広報紙広告」という。)の内容は、広

告主が行う事業に関するものとする。

(広告主の責務)

第5条 広告主は、広報紙広告の内容その他当該広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載の希望者の募集は、舞鶴市広報紙への掲載その他の市長が定める方法により、行うものとする。

(申込み及び決定)

第7条 広告掲載の希望者は、舞鶴市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に、広報紙広告の画像データ(以下「広告画像」という。)及び市税の納税証明書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込書等の提出があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の適否を決定し、その旨を舞鶴市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載の位置及び掲載数)

第8条 広報紙広告は、市長が指定する位置に掲載するものとし、その数は舞鶴市広報紙1ページにつき2枠以内とする。

2 1の広告主が同時に掲載できる広報紙広告の数は、1枠までとする。ただし、1の広告主が、連続する2枠に1の広報紙広告を掲載することができるものとする。

(広告画像の規格)

第9条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める大きさ

ア 1枠に掲載するもの 縦60ミリメートル×横90ミリメートル

イ 2枠に掲載するもの 縦60ミリメートル×横180ミリメートル

(2) ファイル形式 AI、EPS、JPEG 又は BMP

(3) ファイルのデータサイズ 第1号アに掲げるものにあつては500キロバイト以下、同号イに掲げるものにあつては1メガバイト以下

(4) 解像度 350ドットパーインチ以上

2 前項に定めるもののほか、広告画像の規格に関して必要な事項は、市長が別に

定める。

(広告の内容の変更)

第 10 条 広告主は、広報紙広告の内容を変更しようとするときは、舞鶴市広報紙広告掲載変更申込書(様式第 3 号)に、当該変更しようとする広告画像を添えて、舞鶴市広報紙の発行日の 40 日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

第 11 条 広告主は、舞鶴市広報紙広告掲載取りやめ申出書(様式第 4 号)により、広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該広報紙広告の掲載を取りやめるものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広報紙広告が第 3 条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(2) 第 14 条に規定する掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しを行ったときは、舞鶴市広報紙広告掲載取消決定通知書(様式第 5 号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の実施)

第 13 条 広告掲載は、舞鶴市広報紙の各月号において行うものとする。

2 広告掲載は、広告主が希望する月に行うものとする。

(広告掲載料)

第 14 条 広報紙広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)の額は、1 枠に掲載するものにあつては1月の掲載につき 15,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)、2 枠に掲載するものにあつては 1 月の掲載につき 30,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載料の還付)

第 15 条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告掲載料を還付する。

(1) 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかった場合 当該

広告掲載ができなかった月の広告掲載料

(2) 第 11 条第 1 項の規定による広告掲載の取りやめの申出があった場合 当該
取りやめの申出があった月の広告掲載料

(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはな
らない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申込者 住所
名称
代表者名

舞鶴市広報紙広告掲載申込書

次のとおり、舞鶴市広報紙への広告掲載を申し込みます。

| | |
|-----------|----------------------|
| 業 種 | |
| 広告掲載希望期間 | 年 月 ~ 年 月 |
| 担 当 部 署 | |
| 担 当 者 氏 名 | |
| 電 話 | |
| フ ァ ッ ク ス | |
| E メ ー ル | |
| 添 付 書 類 等 | 広告の画像データ 市税の納税証明書 |

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

舞鶴市長



舞鶴市広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった舞鶴市広報紙への広告掲載について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

| | |
|---------|-----------|
| 決 定 区 分 | 掲載可・掲載不可 |
| 決 定 理 由 | |
| 掲 載 期 間 | 年 月 ~ 年 月 |

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申込者 住 所
名 称
代表者名

舞鶴市広報紙広告掲載変更申込書

現在掲載している広告について、次のとおり変更を申し込みます。

| | |
|-----------------|-----|
| 業 種 | |
| 変 更 月 | 年 月 |
| 変更の内容及び 変更理由 | |
| 担 当 部 署 | |
| 担 当 者 氏 名 | |
| 電 話 | |
| フ ァ ッ ク ス | |
| E メ ー ル | |

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申出者 住 所
名 称
代表者名

舞鶴市広報紙広告掲載取りやめ申出書

次のとおり、舞鶴市広報紙への広告掲載の取りやめを申し出ます。

| | |
|--------------------|-----|
| 広 告 掲 載 取りやめ希望月 | 年 月 |
| 担 当 部 署 | |
| 担 当 者 氏 名 | |
| 電 話 | |
| フ ァ ッ ク ス | |
| E メ ー ル | |

様式第5号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

舞鶴市長



舞鶴市広報紙広告掲載取消決定通知書

年 月 日付で通知した舞鶴市広報紙への広告掲載について、次のとおり取消しを決定したので通知します。

| | |
|---------|-----------------|
| 広 告 主 | (名 称) (代表者名) |
| 取 消 月 | 年 月 |
| 取 消 理 由 | |